

太田市集会施設の賃借料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市行政区又は住宅団地内自治会等（以下「自治会」という。）において地区住民のコミュニティー活動の拠点となる集会所その他これに類する集会施設（以下「集会施設」という。）を使用するために要する土地及び建物等の賃借料の一部を予算の範囲内において補助することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、次に掲げる費用を対象とし、第1号及び第3号については行政区に、第2号については自治会にそれぞれ交付するものとする。

- (1) 行政区が管理運営する集会施設（及び土地）の賃借料であること。
- (2) 行政区域内の自治会が管理運営する集会施設の賃借料であること。
- (3) 管理運営する集会施設を有しない行政区が集会の目的をもって施設を使用するために要する賃借料であること。

(補助金の額)

第3条 補助金は、集会施設を単位として交付するものとし、土地及び建物等に関する年間賃貸借契約金額の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市集会施設の管理費等補助金交付要綱（昭和54年4月1日太田市制定）又は地区集会所敷地賃貸借料補助金交付要綱（昭和60年新田町要綱第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。